

京都市消防局訓令乙第1号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局通信規程の一部を次のように改正する。

平成27年6月1日

京都市消防局長 杉本 栄一

第2条第1号中「及び中欄に掲げる区分」を「に掲げる施設区分ごとに、同表中欄に掲げる設置区分」に改め、同条第2号中「及び中欄に掲げる区分、種別」を「に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる種別」に、「を行う通信」を「について行うもの」に改める。

第5条第2項中「及び中欄に掲げる通信施設の種別及び」を「に掲げる通信施設の種別及び中欄に掲げる」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「通信の実施に係る記録並びに」を削り、「保全に係る記録」の右に「並びに通信の実施に係る記録（航空局及び航空機局に限る。）」を加える。

第8条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「当該操作の記録」の右に「（航空局及び航空機局に限る。）」を加える。

第15条第4号中「及びその保存」の右に「（航空局及び航空機局に限る。）」を加える。

第19条第1項中「西日本電信電話株式会社施設」を「通信事業者施設」に、「当該通報を行う者」を「当該通報者」に改め、同条第3項中「西日本電信電話株式会社施設」を「通信事業者施設」に改める。

第20条第4号中「西日本電信電話株式会社施設」を「通信事業者施設」に改める。

第22条第1項中「同表に掲げる通信の相手方以外のものと通信を行うことができるものとする」を「この限りではない」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、第1号及び第2号中「場合」を「とき」に改める。

第24条の見出し中「無線局の使用報告」を「無線局使用状況の記録」に改

め、同条第1項を次のように改める。

第24条 航空局及び航空機局を所管する所属長は、当該無線局の使用状況を記録するものとする。

第24条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

施設区分	設置区分	施設の構成
有線施設	指令電話	局構内施設
		署所及び関係機関施設
		通信事業者施設
	消防電話	局構内及び署所施設
		通信事業者施設
		報知回線、指図回線、救急回線、データ回線
無線施設	業務用無線	固定施設
		基地施設
		移動施設
	航空用無線	航空機施設
		航空隊施設
	衛星地球局	固定施設
		移動施設
	高所カメラ	固定施設
	無線受令器	移動施設
情報通信施設	指令系	局構内施設
		署所及び関係機関施設
	消防業務系	局構内施設
		署所及び関係機関施設
		指令台、指令制御装置、総合表示盤、情報共有・作戦支援端末
		受令電話機、指令情報出力装置、情報共有端末
		消防業務端末、消防業務管理装置
		消防業務端末

別表第2災害通信の項中「、傷病者」を「傷病者」に改め、同表指令通信の項中「指令規程第19条」を「指令規程第18条」に改め、

「

取消指令	出動指令を取り消すための指令
------	----------------

」を

「

取消指令	出動指令を取り消すための指令
警防態勢変更指令	警防態勢が変更された場合に行う指令

」

に改める。

別表第4 1通信従事者の無線施設の項中「情報通信課、署所、消防団及び配置する局の課を置かない部、室及び課」を「署所、消防団及び局の課を置かない部及び課」に改める。

この規程は、平成27年6月2日から施行する。

(消防局安全救急部情報通信課)